

公益財団法人 日本下水道新技術機構

第 2 2 回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成 30 年 5 月 29 日 (火) 12 時 55 分から 15 時 15 分
- 2 開催された場所 公益財団法人 日本下水道新技術機構 8 階特別会議室
- 3 理事総数 7 名
- 4 出席理事数 7 名
(出席) 江藤 隆 塩路 勝久 大村 達夫 小山 俊彦
齋藤 正勝 花木 啓祐 福井 聡
(監事出席) 穂本 守雄 丸山 淳一

5 議案及び報告事項 議案(決議事項)

- 第 1 号議案「平成 29 年度事業報告及び決算」の承認に関する件
 - (1) 平成 29 年度事業報告(案)
 - (2) 平成 29 年度決算関係書類(案)
- 第 2 号議案 財産管理運用規程の一部改正に関する件
- 第 3 号議案 第 14 回評議員会の招集に関する件

報告事項

- (1) 第 13 回評議員会開催報告
- (2) 平成 29 事業年度監査報告
- (3) 有価証券等の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
- (4) 中期事業計画フォローアップ
- (5) 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

6 議事の経過の要領及びその結果

- (1) 議決に加わらない決議事項への事前申し出及び議決数の報告
神原事務局長から、理事の中で、特別の利害関係を有するため議決に加わることができない決議事項があれば議決の前に議長に申し出をされるよう説明があった。そのうえで、本理事会の出席者数は 7 名全員出席であり、特別の利害関係を有すると申し出をされる理事がいなければ、本理事会での決議事項は成立することの報告があった。
- (2) 議長の選出
神原事務局長から、理事会運営規則第 6 条第 1 項の規定により、「理事会の議長は、理事長がこれに当たる」と定められていることの説明があり、これに則り江藤理事長が議長を務めることとなった。
- (3) 議事録署名人の報告
江藤議長から議事録署名人は、定款第 43 条第 2 項の規定により出席した代表理事及び監事であることから、江藤代表理事と穂本、丸山両監事が議事録署名人になることの報告があった。

- (4) 議案の審議状況及び決議結果等
○決議事項

第1号議案「平成29年度事業報告及び決算」の承認に関する件

「平成29年度事業報告(案)」及び「平成29年度決算関係書類(案)」の両案について、関連事項の「報告事項(3)有価証券等の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益」及び「報告事項(4)中期事業計画フォローアップ」について塩路専務理事及び事務局から配布資料に基づき一括して説明があった。このあと、種本監事より平成29年度事業報告が「報告事項(2)の監査報告書」に基づき報告された。

このあと、同議案に関して、次の発言・質疑応答があった。

花木理事 事業に関しては、実りある事業を行っておりますが、収支では支出が大きく超過しております。これは期中で赤字が解っていたが、大事な事業なのでそのまま赤字覚悟で事業執行したのか、年度末に締めてみたら結果として赤字になったのか予算執行管理についてお伺いしたい。

事務局 事業執行については各部間の連絡会議等を通じて執行管理をしているところですが、今年度は審査証明の受付件数が予算見込みよりも少なかったことなどから、期中においてもある程度の赤字を見込んでおりましたが、年度末になって繰り越し事業が多くなったことから、想定以上の赤字となりました。

専務理事 年間を通して予算執行管理を行っておりますが、昨年は再委託率を下げるなど経費削減に努めたところですが、年度末になって繰り越し事業が多かったため、当該年度に見込んでいた収益が次年度送りになったということです。

理事長 本年3月の評議員会では審査証明の件数減などもあり、特定費用準備資金の取崩分を含んで、2千万円程度の赤字見込みというご報告をしておりましたが、決算で赤字が膨らんだ主な要因は、年度末に研究成果を精査し内容を充実させるという判断で、工期延長をして事業を繰り越したことから、期間率で収益計上しているため当該年度の収益が減少したということです。

大村理事 研究開発において多くの成果を上げていることは事業報告でよくわかりますが、これは要望ですが、研究開発の成果が、社会の中で下水道事業にどのように展開されているかを事業報告の中に盛り込むような検討をして頂きたいということです。

専務理事 民間との共同研究で作成した技術マニュアルや技術資料については、公共団体の事業や民間企業の活動に十分活用して頂いており、公共団体との共同研究では、例えばBCPの訓練において、新たな訓練方法を開発して、各公共団体にその効果をPRして活用して頂いているところです。事業報告にもそのような観点も含めるよう検討したいと思います。

理事長 今回の事業報告の中では、研究成果である技術マニュアル等について、その活用状況や事業実施状況についてのフォローアップ調査を実施して今後のマニュアル改訂や技術の改良等に生かすよう取り組んだとありますように調査は実施しておりますが、実際どのように活用されるかは数年後になりますので、事業報告の中に数年前の成果がどのように活用されたかを入れたらいいのか、それとも別途報告した方がいいのかご意見を頂きたいと思いますが、27・28年度の技術マニュアルについて、そのフォローアップを取り纏めたものがありますので、事務局からご報告いたします。

事務局 マニュアルもある程度時間が経過しなければ結果が出ませんが27年度に作成したものを調査したところ実際の事業に導入されたものはまだ少なかったのですが、設計参考資料として自治体に配布して説明資料に利用したり、技術のPR資料等として利用されておりました。30年度も追跡調査をしておりますので、2・3年経過しますと事業へ導入された実績が増えて

きている状況や見積りの際に活用したなどの実績が解ってきました。今後
も引き続き追跡調査を実施して参りたいと思います。

大村理事 事業報告に入れることは難しいかもしれませんが、別途報告するなど、
今後検討して頂ければと思います。

花木理事 当機構自体の評価をしたいと思います。その時に様々な成果を纏められ
たものを報告して、社会的な役割などが議論され、参考として、こういう
場でも報告頂ければさらにいいと思います。

理事長 できるだけ色々な機会を捉えて、成果の活用状況を紹介していきたいと
考えており、例えばマスコミに特集号を組んで頂くとか、機関誌に導入され
た事例を掲載するなど、また、まとまった形で公表したい。

大村理事 評価を受ける際に調査結果を活用して報告ができるように準備をして
おいて頂ければと思います。それから、研究件数は増えたが収益が減収と
なったとの説明でしたが、機構としては研究件数と収益のどちらが増える
のが望ましいのでしょうか。

理事長 公益法人という面からは、数多くの研究を実施して貢献すると同時に、
その成果を広報活動や研修事業により普及させるべきではありますが、そ
の財源がなければ困難となるので、どちらも重要と考えます。

福井理事 長時間労働の縮減に取り組んでいる中で、職員の執行能力との関係で、
今の職員数が適正なのか、業務とのバランスをどうお考えなのでしょうか。

理事長 公益法人への移行時点から年々事業規模の拡大とともに、固定的な体制
を強化するため職員数も増加して現在に至っております。執行体制につい
ては年度当初にスタートしますので、年度途中で業務量が増大すればアウト
ソーシングを図るなどで対応しております。29年度は事業量が減少しまし
ましたが、体制は28年度のままということから、結果的に赤字になったと
ころです。

これから先の問題として特に審査証明は年度によって受付件数の変動
が大きいことから体制をどうするかが検討課題であると思っております。

長期的には安全サイドで体制を組んで、変動に対してはアウトソーシ
ングで対応するべきかと思っております。

また、民間からの出向者が半数居りまして、変動に対して早めに対処す
れば弾力的な調整が可能ですが、これまでは民間を抑制し、プロパーを増
員してきておりまして、継続性とか経験の蓄積という観点からは効果があ
りますが、体制の弾力性という意味からは難しいところがあります。

齋藤理事 公益認定基準によると公益目的事業は黒字になってはいけないとい
うことですが、単年度で黒字になった場合に問題があるのでしょうか。

理事長 単年度で黒字になっても翌年度に公益事業に使用して解消すればよい
のですが、黒字が連続することは問題になります。黒字も直ちに翌年度に
解消しなければならないということではなく、機構でも27・28年度に連
続して黒字になったことから28年度に特定費用を積み上げて、29・30年
度に固有研究を実施することで収支相償の基準に適合させたところでは
す。

以上のほか、意見・質問はなく、議長が同議案について諮ったところ、原案ど
おり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案 財産管理運用規程の一部改正に関する件

事務局から、日銀の金融緩和による超低金利の状況下にあつて、安全を確保しつ
つ取得可能債券の拡大等により、将来の金利変動や物価変動等に流動的に対応す
るため、規程の一部を改正する提案理由の説明があつた。

このあと、理事長より資金運用の経緯と現在の保有債券の現状等について提案理

由の補足説明があった。

このあと、同議案に関して、次の発言・質疑応答があった。

丸山監事 平成19年度当時に仕組み債等による運用が一般的な時代に購入した債券が、強制評価減になったことを教訓に厳しい財産管理運用規程を制定されたと記憶しておりますが、今日の国債の超低金利時代において、将来の金融情勢の変動に備えて、格付けについては難しいですが、実際に購入する時には理事会により機関決定するということですから、この程度に幅を広げることは、個人的な見解としては妥当ではないかと思えます。

穂本監事 今の資産運用は国債を中心とした優良な運用をされておまして、運用規程も仕組み債の強制評価減を踏まえた規程であることから、現状が好ましいと思っております。ただし現状の低金利を踏まえると、今年度はよいが、来年度以降はかなり運用益が減少することを理事の皆様にご認識しておいて頂きたいと思えます。

規程を拡大するにしても、運用益を追求する以前に、事業自体の見直しをされた方がよろしいのではないかということです。研究開発事業と技術審査事業につきましては当機構の存立基盤となる事業ですから縮小するとか止めるというのは難しいと思えますが、研修啓発事業につきましては地方へ出かけての普及啓発や海外の展示会へ出展して研究成果を紹介することは必要かもしれませんが、他の事業とは位置づけが違うのではないかと思えます。

地方債もそうですが、特に社債については種類が複雑多岐に亘るため、購入の提案があった場合には慎重に専門的知識をもって判断せざるを得ないので、出来れば範囲については考えられたらと思えます。

大村理事 研修啓発事業の見直しについての意見がありましたが、この事業は機構が公益財団法人になった時に、普及啓発というのは公益的に一番重要な視点の事業であり、これを無くすというのは、公益の低下に繋がるので、どうかと思えますが。

穂本監事 無くせと申し上げたわけではなく、内容の見直しをしてはどうかということですので、誤解のないようお願いいたします。

大村理事 理事会の機関決定により債券を購入し、結果的に損失を出した場合は、理事の責任が問われることになるのか、それはなかなか厳しいですね。

理事長 原案を作成し提案するのは事務局であり、その時には当然専門の投資会社と相談をして情報を得て、監事さんの意見も頂いて、理事さんへ提案しますが、それでも否定的な意見があれば再考したうえで提案して、それを承認して頂きましたら行動に移します。その結果に損失が生じた場合に、その責任を理事さんに求めるかということ、過去に現在保有している債券が強制評価減になりまして大きな損失となったわけですが、それを遡って責任追及をするかということ、それは当時の判断として責任追及をすることにはならないと思えます。

この資産運用につきましては、色々なご意見があると思えますが、それを伺いながら、後ほど一定の方向に纏めていけたらと考えております。

穂本監事から、社債について範囲を考えたらというご意見がありました。が、なにか規程の修正案をお持ちでしょうか。

穂本監事 地方債、社債に拡大し、格付けについても緩和しておりますが、それに対して何か縛りをかけられないのかということです。

理事長 今は、格付けについて原則としてダブルAとして、枠を広げたわけですが、その辺に何か縛りをということでしょうか。

穂本監事 私も他の法人で資産運用をしておりますが、証券会社が普通の社債だけではなく、劣後債や償還条件付きなど、色々な商品を持ってきますが、なかなか、判断がしづらいところがありますので、その辺から先ほど意見を述べさせて頂きました。

事務局 安全性ということではダブルAを変えるつもりはなくて、シングルAなどを想定している訳ではなく、2社以上がダブルAを格付けしているのが、選択肢として厳しいことから原則とさせて頂きました。

丸山理事 今は、なかなか金利がよくて、安全な社債というのではないと思いますが、今回の改正は運用益を追求するというよりも、現在の資産を守りながら、将来の金融情勢の変化に対応するために、枠を広げておくものだとして理解しております。

大村理事 運用益で収益をあげることに問題はないのですか、公益法人は公益事業で黒字になってはならないとなっていますが。

事務局 運用益を含めて公益目的事業全体で黒字になってはいけないということでありまして、運用益を活用して公益事業を行うことは、特に問題はありません。

理事長 説明としては、運用益を追求するものではなく、公益目的事業を実施するために運用益を確保するということだと思います。

齋藤理事 この案でよろしいと思いますが、我々には専門的な知識がありませんので、社債は特に慎重にバックデータを付けて頂きたい。

花木理事 原則としてという条件をつけないと駄目なのか、2社がダブルAというのが少ないということですね。ルールとして、そうしておくことには、特に異存はありません。

理事長 原則としての表現は曖昧な表現であるので、もう少し検討するというのでしょうか。

福井理事 原則としての表現は、もう少し練っていただくとして、改正自体は問題がないと考えます。

議長 平成30年度の運用益については、ある程度見込めますが、問題は平成31年度以降に相当の減収となることから、少なくとも平成31年度の予算を組む頃までには結論を出さなければならない。本日の議論で改正についての方向性につきましては、ご了解頂きましたが、原則としての表現につきましては、事務局において今後検討するというので、次回の理事会にお諮りするということで纏めさせて頂くことでよろしいでしょうか。

以上のほか、意見・質問はなく、議長の提案どおり次回の理事会に諮ることで、出席理事全員一致で了承された。

第3号議案 第14回評議員会の招集に関する件

事務局から、第14回評議員会を定款第20条第1項の規定に基づき、6月20日(水)午後1時から当機構特別会議室で開催したい旨の説明があった。

議案は「平成29年度決算関係書類」の承認に関する件であり、報告事項として理事会の決議事項である「平成29年度事業報告」及び「財産管理運用規程の一部改正」と、理事会での報告事項である「平成29年度事業年度監査報告」、「有価証券等の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益」、「中期事業計画フォローアップ」及び「代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告」とのことであった。

なお、理事会決議事項の「財産管理運用規程の一部改正」については(理事会審議事項)として報告することとした。

このあと、意見・質問はなく、議長が同議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○報告事項

事務局より、第13回評議員会開催結果の報告があった。

代表理事(江藤理事長)及び業務執行理事(塩路専務理事)から職務執行状況の報告があった。

以上をもって議案及び報告事項について、すべて終了したので、15時15分、議長は閉会を宣し、解散した。


以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成30年5月29日

代表理事

江藤隆 

監事

穂本守雄 

監事

丸山淳一 